

ほんじょう 水だより

目次

- 下水道使用料が改定になります..... P 1
- 下水道料金改定に伴う経過措置について..... P 1
- 令和6年度水道事業決算の概要..... P 2
- 令和6年度下水道事業決算の概要..... P 3
- 下水道課移転のお知らせ..... P 4
- 公共下水道への接続をお願いします..... P 4
- 水道のことはまずここから、本庄市水道ポータル公開..... P 4

編集・発行 / 本庄市上下水道部

持続的な下水道事業運営のために

令和8年4月1日より

下水道使用料が改定になります



下水道使用料は、管渠の清掃や保守等の維持管理費、処理施設（小山川水循環センター）での処理費用などに使われています。昨今の電気料金や燃料費の高騰により、埼玉県が管理する処理施設においても費用などが増加している状況です。このため、令和6年度に下水道使用料を2段階で改定を行うこととしました。

この改定では、下水道使用者の急激な負担増を避けるため、2段階の改定とさせていただきます。令和6年10月1日に1段階目の改定をさせていただきます。このたび、2段階目として令和8年4月1日に改定をさせていただきます。

今回の改定により、引き続き安定した下水道事業経営、持続的なサービスの提供に努めて参りますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

使用料の改定内容

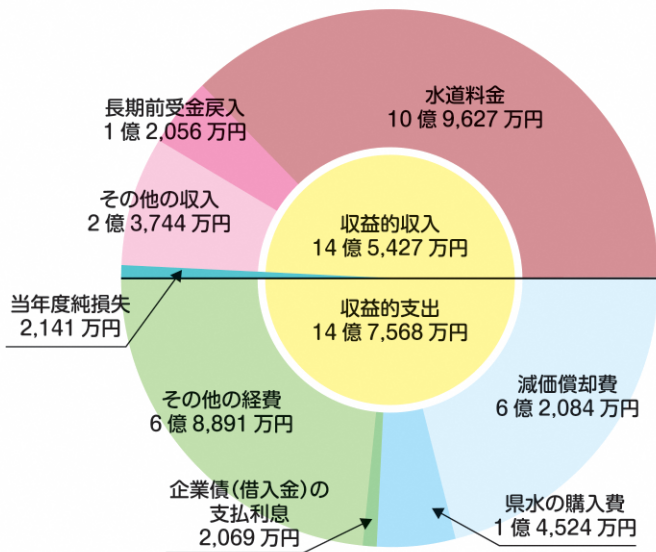
【改訂前】 (税抜き)			【改訂後】 (税抜き)		
排水量 (m ³ /月)	基本料金 (~ 10m ³)	超過料金 (1m ³ 当り)	排水量 (m ³ /月)	基本料金 (~ 10m ³)	超過料金 (1m ³ 当り)
0 ~ 10	1,220 円		0 ~ 10	1,340 円	
11 ~ 30		135 円	11 ~ 30		135 円
31 ~ 50		150 円	31 ~ 50		150 円
51 ~ 100		165 円	51 ~ 100		165 円
101 ~ 200		201 円	101 ~ 200		201 円
201 ~ 500		230 円	201 ~ 500		230 円
501 ~ 1,000		259 円	501 ~ 1,000		259 円
1,001 ~		288 円	1,001 ~		288 円
浴場営業用		50 円	浴場営業用		55 円

下水道料金改定に伴う経過措置について

- 3月31日以前から継続して使用しているお客様には経過措置が適用されます。
 - < 2か月単位で水道メーターの検針をしている場合 >
 - ・ 偶数月検針のお客様：2・3月使用分までは改定前の料金
4・5月使用分以降は改定後の料金
 - ・ 奇数月検針のお客様：3・4月使用分までは改定前の料金
5・6月使用分以降は改定後の料金
 - < 1か月単位で毎月水道メーターの検針をしている場合 >
 - ・ 毎月検針のお客様：3月使用分までは改定前の料金
4月使用分以降は改定後の料金
- 4月1日以降に公共下水道の使用開始をした場合の料金は改定後の料金が適用されます。

令和6年度水道事業決算の概要

1 収益的収支（水道事業を運営するための収支）※金額は消費税抜きです。

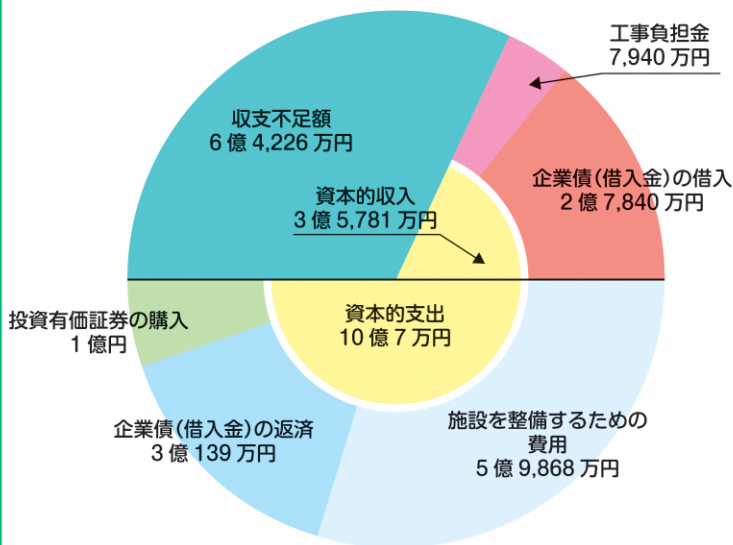


収益的収支は、皆さまからお支払いいただいた水道料金などの収入と、水道施設の維持管理にかかる費用などの水道事業を運営するために要した支出を表したものです。

《令和6年度と前年度の決算額との比較》

項目	前年度比
収益的収入	14億5,427万円 1,633万円(1.1%)の減
収益的支出	14億7,568万円 4,802万円(3.4%)の増
収支差引(当年度純損失)	2,141万円 6,434万円(133.3%)の減

2 資本的収支（水道施設を整備するための収支）※金額は消費税込みです。



資本的収支は、浄配水場や配水管等の水道施設の更新や耐震化をするための支出と、これらを整備するための資金となった財源を表したものです。

繰越事業の充当財源等の影響を考慮した資本的収支不足額は7億1,026万円であり、現金支出を伴わない減価償却費や減債積立金の取崩しなどにより補てんをしました。

《令和6年度に実施した主な建設改良工事》

- 都島浄水場監視装置及び無停電電源設備更新工事
- 配水管布設替工事

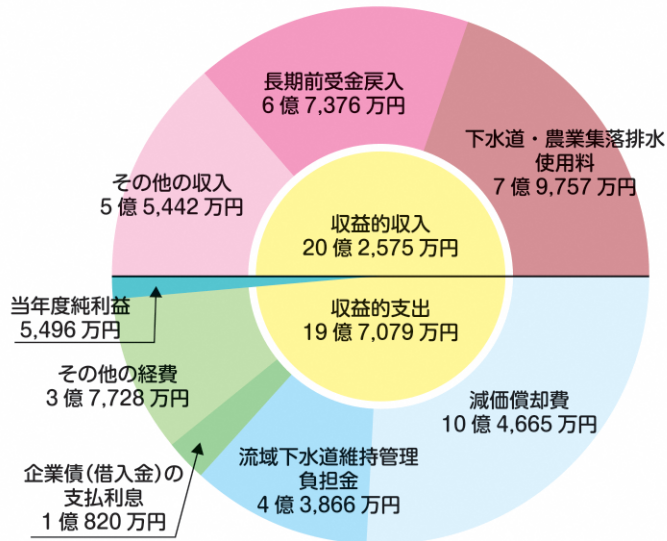
3 事業概要

令和6年度の事業の概要は次のとおりです。

項目	内容	令和6年度(A)	令和5年度(B)	比較(A)-(B)
給水人口	水道により給水を受けている人口	76,747人	77,325人	△578人
給水世帯	水道により給水を受けている世帯数	36,694世帯	36,393世帯	301世帯
普及率	給水区域内人口に対する給水人口の割合	99.8%	99.8%	0
年間配水量	浄配水場から送り出した水の総量	11,107,473 m ³	11,393,193 m ³	△285,720 m ³
有収水量	水道料金徴収の対象となった水量	9,875,879 m ³	10,040,288 m ³	△164,409 m ³
有収率	年間配水量に対する有収水量の割合	88.9%	88.1%	0.8

令和6年度下水道事業決算の概要

1 収益的収支（下水道事業を運営するための収支）※金額は消費税抜きです。



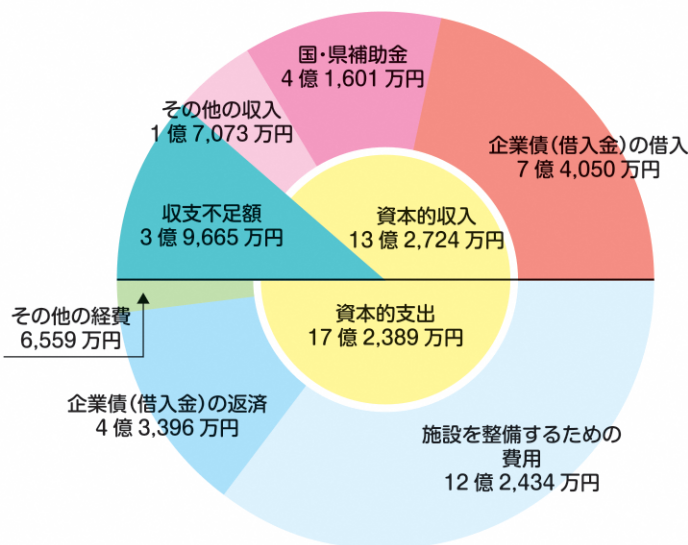
下水道事業は、経営の効率化を図るため、公共下水道事業と農業集落排水事業を一体的に管理運用しています。

収益的収支は、皆さまからお支払いいただいた下水道使用料などの収入と、下水道施設の維持管理にかかる費用などの下水道を運営するために要した支出を表したものです。

《令和6年度と前年度の決算額との比較》

収益的収入	前年度比
20億2,575万円	8,955万円(4.6%)の減
収益的支出	前年度比
19億7,079万円	16,746万円(9.3%)の増
収支差引(当年度純利益)	前年度比
5,496万円	7,791万円(58.6%)の減

2 資本的収支（下水道施設を整備するための収支）※金額は消費税込みです。



資本的収支は、下水道の管渠の設置や下水道施設の更新をするための支出と、これらを整備するための資金となった財源を表したものです。

繰越事業の充当財源等の影響を考慮した資本的収支不足額は7億8,240万円であり、現金支出を伴わない減価償却費等の損益勘定保留資金等により補てんをしました。

《令和6年度に公共下水道を整備した地域》

栗崎地区、小島地区、新田原・本田地区、東富田・久下塚地区、万年寺地区、児玉地区

3 事業概要

令和6年度の事業の概要は次のとおりです。

項目	内容	令和6年度(A)	令和5年度(B)	比較(A)-(B)
整備人口	公共下水道に接続できる人口	47,991人	48,016人	△25人
普及率	行政人口に対する整備人口の割合	62.8%	62.3%	0.5
水洗化人口	公共下水道に接続している人口	43,283人	43,016人	267人
水洗化世帯	公共下水道に接続している世帯数	20,362世帯	19,960世帯	402世帯
水洗化率	整備人口に対する水洗化人口の割合	90.2%	89.6%	0.6
有収水量	下水道料金徴収の対象となった水量	5,131,848 m ³	5,163,981 m ³	△32,133 m ³

下水道課移転のお知らせ

近年の人口減少や節水意識の向上などにより、水道料金及び下水道使用料収入の減少傾向に加え、物価高騰の影響が続く経営環境の中、上下水道施設の老朽化対策、耐震化等の事業を進める必要があります。上下水道を一体的に捉え、サービス向上を図るとともに安定した事業運営、施設の維持管理を進めるため、下水道課を令和8年3月30日（月）より、水道庁舎（本庄市千代田3-4-5）に移転します。なお、下水道の使用に関するお問い合わせ先の電話番号に変更はございません。

市民の皆さまにはご不便をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

移転に伴い本庁舎で行えなくなる手続き

- ・水道料金、下水道（農業集落排水）使用料の支払い及び納付書発行
- ・下水道事業受益者負担金の支払い及び納付書発行
- ・下水道台帳システムの閲覧及び図面の複写
- ・その他、下水道事業に関する相談及び書類提出など

※引き続き9時から15時30分までは本庁舎1階埼玉りそな銀行本庄支店派出所において納付書による水道料金、下水道（農業集落排水）使用料、下水道事業受益者負担金の支払いは行えます。

※児玉総合支所では、これまでと同様に、水道料金、下水道（農業集落排水）使用料、下水道事業受益者負担金の支払い及び納付書発行は行えます。



公共下水道への接続をお願いします

公共下水道区域（使用開始区域）にお住まいで、未接続の方はできるだけ早く公共下水道への接続をお願いします。

公共下水道に接続すると家の周りの側溝等に汚水が流れないため、悪臭がなくなり、清潔で快適な生活環境の向上が図れます。また、浄化槽の保守管理費用（点検、清掃、電気代）がなくなることや敷地内の浄化槽のスペースが不要となり活用できるなどのメリットもあります。

接続工事には費用がかかります。それぞれのご事情もお有りかと存じますが、公共下水道の趣旨をご理解いただき、早期に接続していただきますようお願いいたします。

※下水道区域外の地域にもお送りしております。何卒ご了承ください。

水道のことはまずここから、本庄市水道ポータル公開

利用者様にとって水道情報をもっと身近なものとなるために、令和8年4月に本庄市水道ポータルをリリースします。スマートフォンやパソコンを用いて、水道を使用するときや停止するときの届出、水道の使用状況や照会、口座振替の利用申込などができます。また、水道課が発信する情報が確認できるようになります。

市からの大切なお知らせを確実にお届けするためにも、是非ご利用ください。

詳細については、準備が整い次第お知らせいたします。

■水道の使用等に関するお問い合わせは水道課へ

住 所／本庄市千代田3-4-5（水道庁舎）
電 話／0495-22-2151
F A X／0495-22-2153

■下水道の使用等に関するお問い合わせは下水道課へ

住 所／本庄市本庄3-5-3（本庄市役所下水道課）
電 話／0495-25-1146
F A X／0495-71-4509

受付時間／平日 午前8時30分～午後5時15分
※土・日・祝日及び12月29日～1月3日はお休みです。

市役所・水道庁舎案内図



過去の
水だよりはこちら